

## 高知県教育委員会 会議録

平成25年1月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成25年1月30日(水) 13:30

閉会 平成25年1月30日(水) 14:25

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	なし	

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本民之助
〃	特別支援教育課	田中 信一
〃	生涯学習課長	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課課長補佐	野瀬 正幸
〃	教育センター所長	濱田久美子
〃	教育政策課課長補佐	中島 勝海
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

#### 【冒頭】

小島委員長

1月定例委員会を開催する。本日の付議第2号については、個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第2号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【専決報告第1号 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	これまでは在学中での償還が猶予されていたか。
事務局	そのとおりだが、卒業後も6カ月は猶予されていた。
教育長	これまでの条例では、返還が猶予されるのは災害疾病やその他の場合となっていた。しかし「その他」では、この経済的困難者を含めることができないので、12月議会で条例改正を行い、昨年の12月28日に条例施行規則を施行したことの専決報告である。
委員長	経済的理由により償還ができない状況が長く続いた場合は、いつまで猶予されるのか。
事務局	奨学金は返還していただくことを前提とした制度であることから、規定の所得に達するまでは猶予期間がずっと続くことになる。
委員長	例えば、就職したが怪我をしてしばらく働けない場合でも、毎年その手続きをすることになるのか。
事務局	1年毎に確認の手続きをしていただき、そこで判断をしながら、順次延長していくことになる。
教育長	猶予期間が長くなった場合には、最終的には民法の規定に基づいた処理を行うことになる。民法上の規定で債権が消滅した場合は、県議会の議決は不要になるが、そうではなく、債権を放棄する場合は、県議会の議決を得る必要がある。
委員	借りた本人だけに償還義務が生じるのか。
事務局	連帯保証人の記載をしてもらっているので、場合によってはその方に義務が生じることにもなる。
委員	本人から申請書類が提出されれば、教育委員会からその申請に対して調査することもないのか。
事務局	基本的に申請された書類で判断することになる。その書類に不備等があれば、問合せの確認等はすることになる。
委員	連帯保証人の話があったが、本人に経済的困難等の事情があれば猶予されるとのことで、そうした場合は、連帯保証人に償還義務は生じないことになるのか。
事務局	本人による償還が基本であり、本人に困難な状況があれば猶予する

教育長	<p>ことになる。</p> <p>以前は、成績の良い生徒がもっと伸びるようにと貸与の要件に成績要件があったが、今はそれを撤廃して高校教育を保障するという性格に変わって来ている。奨学金の貸与は、高校教育を受けていただくということで、たくさん応募してもらって構わないが、前の制度と比較すると、償還率は下がり、債権管理も難しい面があり、悩みどころでもある。</p>
委員長 事務局	<p>授業料が無償化されたが、貸与額は変わらないのか。</p> <p>無償化になる前から、貸与額には自宅からの 18,000 円と自宅外からの 23,000 円の 2 種類があった。今は自宅・自宅外を問わず選ぶことができるようになっており、少し増額した形にはなっている。</p>
教育長	<p>以前より多く借りることができるようになっているし、場合によっては少なく借りることもできるようになっている。</p> <p>授業料無償化制度の影響もあると思われるが、貸与率が若干下がっている。</p> <p>自民党政権では、授業料無償化に所得制限を設け、捻出された財源で給付型の奨学金を作ろうとする案が出ているようだが、何を収入基準にするのかを含めてどうなるかは不明である。自民党は 700 万円という案を出しているが、これから国会等で政府案ができて審議されることになると思われる。来年度には間に合わないので、再来年度になるかもしれない。その時にこの奨学金制度がこのままでいいのかという議論も必要になる。</p>
委員	<p>本人の収入に応じて猶予されるとのことだが、例えば高校卒業後に自宅の農業を手伝いながら扶養され続け、所得が無いとの申請を出したら待ってもらえるのか。意図的にそうする可能性もあるのではないか。本人に限ってみれば、経済的理由はあるが、その家族であれば、問題なく償還できることが分かっているにもかかわらず猶予されるのか。</p>
教育長	<p>親が連帯保証人になっている場合が多く、本人の名前で償還してくれるものと考えている。奨学金なので制度をあまり厳しくしてもいけないし、逆に緩くすると、財政当局からの指摘もある。いずれにしろ償還交渉していくしかない。</p>
委員	<p>本人の経済的状況で猶予することが明確になっている制度で、両親などに請求はできるのか。</p>
教育長	<p>本人から猶予申請が出て来て承認すれば、それでいくしかないが、そうなる前に、保護者に対して償還を促すのが債権回収の常套手段になると思う。</p>
委員 事務局	<p>連帯保証人の所得証明は求めないのか。</p> <p>求めない。この制度を作るにあたって、国の日本学生支援機構の制度を倣ったもので、大学生は 300 万円の所得制限を設けている。</p>
教育長	<p>この制度が所得連動型にしようとした経緯は、前政権時に、奨学金</p>

委員長 事務局	<p>の中に給付型奨学金制度を作る動きがあったが、そこまではいけず、給付型ではなく、奨学金の要件を緩和することが妥協点になった。奨学金を運用しているのは地方公共団体なので、地方公共団体に対しては、基金を作ってそのための制度改正をすれば、その基金から引き出して奨学金制度として運用できるとした制度を国が作ったもの。県はそれに沿って制度化した。</p> <p>実際は債権放棄が増えた場合、県の損失にはならないのか。</p> <p>国からの交付金と基金で貸付を行っており、実際の損失にはならない。貸し付けと回収によってサイクルされることを想定した制度である。</p>
教育長	<p>民間の会社のように債務償却をして運用していくことが簡単にできず、債権放棄もできない。貸付金を県が運用していくのは大変なことである。</p>
委員長 教育長	<p>債権放棄できるまでの期間が長いのか。</p> <p>議会の議決を得ればいいことだが、議会の議決を得るには、本人や家族の生計の状況や相続人の状況等全ての状況を調べて、回収は不可能だとすることを証明しなければならない。</p> <p>奨学金という制度であれば、ある意味、給付型の制度にするのも一つの考えだと思う。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本報告について、承認する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本報告を承認する。</p>

【付議第1号 高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員 事務局	<p>高等専門学校が含まれた理由は。</p> <p>以前から、高等専門学校は表彰の対象とされ、表彰もされてきたが、規則上抜け落ちていたということで、規則に追加しようとしたもの。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【議題 教育委員長職務代理者の指定について（委員提案）】

○質疑

委員長	委員長職務代理者の指定を行う。 現在、委員長の任期と同じく、昨年4月から久松委員に職務代理者をお願いしているが、両名で対応できないことが過去にあったことから、久松委員の他にもうお1人を第2職務代理者として指定しようとするもの。 なお、今回の指定による職務代理者の任期は、委員長任期の切れる4月1日までとする。 この指定方法については、特段の規定はないが、どのような方法で指定すべきか伺いたい。
教育長	委員長に一任したい。
委員長	委員長一任とのことだが、他に意見はないか。 委員長の私に一任することに賛成の委員は挙手をお願いします。
全委員	【全員挙手】
委員長	全員の賛成が得られたので、私から竹島委員を第2委員長職務代理者として指定させていただきます。

【付議第2号 平成24年度高知県児童生徒表彰（後期）受賞者の決定議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

（5）議決事項

専決処理報告第1号	報告のとおり承認
付議第1号	原案のとおり議決
付議第2号	原案に追加のうえ議決